モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 に関するテクニカル・ノート

以下の表は、2019年のフィールドテストと比較した、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 の変更の概略を述べており、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 用のレベル 1 文書と併せて読むべきである。2019年のフィールドテスト(2019FT)の全記述は、技術的仕様書で入手可能。表に記載のない要素については、モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 用の 2019年のフィールドテストの(設計および較正の)アプローチを用いることになる。モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 の全記述を含むレベル 2 文書は、2020年初めにリリースされる予定である。その時点で、ステークホルダーは、本テクニカル・ノートではなく、レベル 2 文書のみを参照すべきである。

2019FT への言 及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
5	ICS バランス	会計:様々な種類の企業を定義づけ、GAAP 要件と
	シート	概ね整合的な会計上の取扱いを決定することで、非
		保険企業のための会計ガイダンスを追加。さらに、
		議決権持分の無い企業のためのガイダンスを開発。
		非保険企業に対する資本要件:以下を追加して、
		BCR/HLA の資本要件についてのアプローチを維持
		する:
		● 持分法で報告する企業に向けたプロポーショナ
		ルなセクター別要件(重大な影響);
		● 市場価値/GAAP 価値投資のための株式リス
		ク・チャージ;および
		● 非金融機関のための株式リスク・チャージ
6	市場価値調整	ミドルバケットの規準:規準 c は、全額ではなく部
		分的にマッチする負債を認識するよう修正される。
		資産と負債の部分的なマッチングに応じて段階的に
		適用される。マッチング期間が長ければ長いほど、
		計算されるスプレッドが高くなる。マッチング期間
		の終了後のスプレッドは、ジェネラルバケットのス
		プレッドとミドルバケットの最大スプレッドの間に
		とどまるものの、スプレッドは段階的に廃止される。
		LTFR を超えるスプレッド:LTFR を超えるスプレ
		ッドは改善され、また LTFR の計算に用いた実質金
		利の区分に依存する。スプレッドは以下となる:

 ② (このペーシスポイント (先進経済国); ② 25bps (他の先進経済国); および ③ 35bps (新興国) ローリング・ヘッジ: ローリング・ヘッジの評価に関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 制限付ティア 1 金融商品の特別償還・制限付ティア 1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または税務上の事象により、商品の発行役最初の 5 年間に償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。ティア 2 パスケット: 制限付ティア 2 パスケットの制限は、ストレスドのクリフ効果に対処し、また、ティア 2 パスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、パスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のペアカットだったが、90%のペアカットとなる。元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。相互会社である IAIGs について: 制限付ティア 1 資 	2019FT への言	100 亜羊	2010阿里克比林上表亦耳
	及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
● 35bps (新興国) ローリング・ヘッジ: ローリング・ヘッジの評価に関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 制限付ティア 1 金融商品の特別償還: 制限付ティア 1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 ティア 2 バスケット: 制限付ティア 2 バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			● 20 ベーシスポイント(先進経済国);
ローリング・ヘッジ: ローリング・ヘッジの評価に関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 制限付ティア 1 金融商品の特別償還:制限付ティア 1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 ティア 2 バスケット:制限付ティア 2 バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社以外がで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			25bps (他の先進経済国);および
関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 **** *** *** *** *** *** *** *** ***			● 35bps(新興国)
関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 **** *** *** *** *** *** *** *** ***			
のッジに適用されるのと同様のアプローチを使用することになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 1			ローリング・ヘッジ :ローリング・ヘッジの評価に
のことになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1 か月以上の洗替頻度を含む。 「物限付ティア 1 金融商品の特別償還:制限付ティア 1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。ティア2バスケット・制限付ティア2バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア2バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。元本の損失吸収メカニズム (PLAM):IAIGs が相互会社か相互会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			関する取扱いは、市場リスクのためのローリング・
の 適格資本リソース			ヘッジに適用されるのと同様のアプローチを使用す
9 適格資本リソー ス			ることになるが、20%のヘアカットと少なくとも 1
1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または 税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に 償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 ティア 2 バスケット: 制限付ティア 2 バスケットの 制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			か月以上の洗替頻度を含む。
税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に 償還を可能にするためには、当該商品が他の類似す る、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 ティア 2 バスケット:制限付ティア 2 バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。	9	適格資本リソー	制限付ティア 1 金融商品の特別償還:制限付ティア
償還を可能にするためには、当該商品が他の類似する、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 ティア2バスケット:制限付ティア2バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア2バスケット内のMOCEに関するDTAを考慮するために、ICSの資本要件の10%から15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム(PLAM):IAIGsが相互会社以外のIAIGsについては、PLAMのない制限付ティア1金融商品に対しては、制限付ティア1金融商品に対しては、制限付ティア1金融商品に対しては、追加で5%許容される。制限は、ICS資本要件の○%として表示される。		ス	1 金融商品の特別償還の規準として、規制上または
る、またはより質の高い商品に代替されることが条件となっている。 ティア2バスケット:制限付ティア2バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア2バスケット内のMOCEに関するDTAを考慮するために、ICSの資本要件の10%から15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム(PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外のIAIGsについては、PLAMのない制限付ティア1金融商品に対しては、制限付ティア1金融商品に対しては、制限付ティア1金融商品に対しては、追加で5%許容される。制限は、ICS資本要件の○%として表示される。			税務上の事象により、商品の発行後最初の 5 年間に
件となっている。 ティア 2 バスケット:制限付ティア 2 バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社が外がで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			償還を可能にするためには、当該商品が他の類似す
ティア 2 バスケット:制限付ティア 2 バスケットの制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			る、またはより質の高い商品に代替されることが条
制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、 ティア2バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア1 金融商品に対しては、制限付ティア1 金融商品に対しては、制限付ティア1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			件となっている。
ティア 2 バスケット内の MOCE に関する DTA を考慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。			ティア 2 バスケット :制限付ティア 2 バスケットの
慮するために、ICSの資本要件の10%から15%に拡大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社が相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア1 金融商品に対しては、制限付ティア1 金融商品に対しては、制限付ティア1 金融商品に対しては、追加で5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			制限は、ストレス下のクリフ効果に対処し、また、
大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。			ティア2バスケット内の MOCE に関する DTA を考
ューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は 50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。			慮するために、ICS の資本要件の 10%から 15%に拡
50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとなる。			大する。さらに、バスケット内で認識されるコンピ
る。 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が 相互 会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以 外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に 対する 10%の制限が維持される。PLAM のある制限 付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容され る。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			ューターソフトウェアの無形資産の金額は、以前は
 元本の損失吸収メカニズム (PLAM): IAIGs が相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア1 金融商品に対しては、制限付ティア1 金融商品に対する 10%の制限が維持される。PLAM のある制限付ティア1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。 			50%のヘアカットだったが、90%のヘアカットとな
会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対する 10% の制限が維持される。PLAM のある制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5% 許容される。制限は、ICS 資本要件の 0% として表示される。			る。
外の IAIGs については、 $PLAM$ のない制限付ティア 1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対する 10% の制限が維持される。 $PLAM$ のある制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5% 許容される。制限は、 ICS 資本要件の 0% として表示される。			元本の損失吸収メカニズム(PLAM): IAIGs が相互
1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に対する 10%の制限が維持される。PLAM のある制限付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容される。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			会社か相互会社以外かで区別がされる。相互会社以
対する 10%の制限が維持される。PLAM のある制限 付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5%許容され る。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。			外の IAIGs については、PLAM のない制限付ティア
付ティア 1 金融商品に対しては、追加で 5 %許容される。制限は、 ICS 資本要件の \bigcirc %として表示される。			1 金融商品に対しては、制限付ティア 1 金融商品に
る。制限は、ICS資本要件の○%として表示される。			対する 10%の制限が維持される。PLAM のある制限
			付ティア1金融商品に対しては、追加で5%許容され
相互会社である IAIGs について:制限付ティア1資			る。制限は、ICS 資本要件の○%として表示される。
			 相互会社である IAIGs について : 制限付ティア 1 資
本リソースの一部として PLAM は要求されず、ま			本リソースの一部として PLAM は要求されず、ま
た、制限付ティア 1 資本リソースは、ICS 資本要件			

2019FT への言	ICS 要素	2010円 しい数 と 水車
及	105 安糸	2019FT と比較した変更
		の 30%で維持される。
		期限の利益喪失条項:払込済みのティア2金融商品
		の規準 i)を維持する。これは、継続企業について発
		動されうる期限の利益喪失条項を認めない。しかし
		ながら、他のすべての規準を満たすことを条件に、
		期限の利益喪失条項を認めるために各国の裁量が許
		可されることになる。
		クアラルンプール合意では以下を示す:
		「参照 ICS は、解決できない問題についての限られ
		た数の各国の裁量を含みうる。もし各国の裁量が使
		用される場合、これら各国の裁量の影響は調整可能
		なものである必要がある。」
		そのため、継続企業について発動されうる期限の利
		益喪失条項を認識したいと望む法域はそうすること
		ができるが、それらの法域の IAIGs が、継続企業に
		おいて発動されうる期限の利益喪失条項のある参照
		ICS と同条項の無い参照 ICS 間の影響度の調整表を
		提示することが条件となる。
		 完全な繰上償還条項の行使 :払込済みのティア2金
		融商品の規準 e) は、以下を条件に、発行日から最初
		の 5 年以内に償還可能な金融商品を認識するよう緩
		和される:
		● そのような償還は、発行者の任意のみに基づい
		て行われる(保有者による取消はできない);
		● そのような償還は、監督者による承認の対象と
		なる;および
		● 償還された金融商品は、同一またはより質の高
		い金融商品の新規発行により、償還の前または
		償還時に全額置換えられなければならない。
		構造上劣後する金融商品については、償還に関わる

2019FT への言	TOO ##	0040TM 1 U.bb 1 2 #FF	
及	ICS 要素	2019FT と比較した変更 	
		監督上の承認要件は、監督者が資本性商	あ品の発行ま
		たは償還を制限、遅延および/または禁	止する(直接
		的/間接的)能力を含め、監督上の統制は	および監督上
		のレビューの実行を通じて充足される。	
11	現在推計を超え	パーセンタイル MOCE が維持される。 st	生命保険事業
	る整合的かつ比	については、較正は(80%から)85%に	2増加し、損
	較可能なマージ	害保険事業については65%で維持される	5.
	ン		
12.3	保険リスク - 生	日本での引受契約に対するレベルおよび	ドトレンド解
	命保険	約・失効リスクのストレスは 25%から 2	20%に下げら
		れている。	
12.3	保険リスク - 損	保険料リスクおよび支払備金リスクの引	要因は、オー
	害保険	ストラリア&ニュージーランド(AU&	NZ) および
		香港 SAR(HK SAR)の以下の事業種目	目で改善され
		た。	
		保険料リスク	
		AU および NZ-医療保険	15%
		支払備金リスク	
		AU および NZ-消費者信用	15%
		AU および NZ-その他タイプ B	35%
		HK SAR-貨物運送	50%
		HK SAR-火災&財物損害	20%
		HK SAR-一般賠償責任	26%
		HK SAR-非比例式特約再保険	25%
12.4.3	株式リスク	レベルおよびボラティリティのストレス	スの併用を実
		行する影響は要求されない。	
12.4.6	資産集中リスク	粒度調整(GA)は簡略化され、GA を計算	算するために
		利用されるカウンターパーティの数は少	かなくとも10
		から最大で 100 としなければならない。	加えて、GA
		の数式は、株式エクスポージャーに対し	て (100%で
		はなく)95%の加重係数を導入するよう	改善される。
		最後に、2018年のフィールドテストの資	資産集中リス
		クのアプローチは要求されない。	
12.5	信用リスク	代理店/ブローカーの残高 : 未格付けの知	短期エクスポ

2019FT への言 及	ICS 要素	2019FT と比較した変更
		ージャーに対する信用リスク係数から導いた 6.3%
		のストレス係数が代理店/ブローカーの残高に使用
		されることになる。
13	税金	MOCE への繰延税金の影響: パーセンタイル
		MOCE は税務目的での一時的な差異とみなされる。
		MOCE から生じる DTA には、控除が適用されない。
		保険資本要件への税効果:利用可能性評価は、ICS
		保険資本要件の 20%と、税務上の損失金の繰戻額の
		合計(15%のヘアカット)の小さい額、過去 5 年の
		GAAP の収益にグループの実効税率をかけた将来収
		入(50%のヘアカット)、ならびに正味 DTL から正
		味 DTA をマイナスした額(ICS 保険資本要件の 15%
		に制限)。ICS バランスシート上の繰延税金は、この
		計算を実行する前に相殺されている。